

第二号の五様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあつては、発起人全員の氏名を記載すること。

(4) 届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5) 届出の対象とした募集(売出)金額

募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集(売出)有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) (略)

(7) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 欄外には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集す

第二号の五様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあつては、発起人全員の記名押印(印は私印又は実印のいずれでもよい。)をすること。

(4) 募集(売出)有価証券の種類

届出書により募集又は売出しをしようとする有価証券の種類を記載すること。

(5) 募集(売出)金額

募集又は売出しごとに発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

なお、募集(売出)有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を併せて記載すること。

「発行価格」若しくは「売出価格」を記載しないで届出書を提出する場合又は算式表示により届出書を提出する場合には、届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(6) (略)

(7) 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

写しを公衆の縦覧に供する主要な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新株発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の許可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の具体的な内容を「摘要」欄に記載すること。

d (略)

(9) 募集の方法

a 株主割当については割当日、割当比率等を、一般募集については発行会社が直接募集す

るものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ欄外に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を欄外に記載すること。

b～d (略)

(10) 募集の条件

a～c (略)

d 欄外には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

e・f (略)

(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～d (略)

e 欄外には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を欄外に記載すること。

g～i (略)

(13)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a～c (略)

d 売出社債に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を欄外に記載すること。

e (略)

f 売出社債又は売出コマースナル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を欄外に記載すること。

なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(23) 売出しの条件

a・b (略)

c 株式受渡期日その他売出しの手續上必要な事項を欄外に記載すること。

るものとその他のものに区分しその募集数を、それぞれ「摘要」欄に記載すること。

なお、一般募集の場合であつて株主に対し他の者に優先して募入決定を行うときは、その旨、その株数及び優先募入の決定方法等を「摘要」欄に記載すること。

b～d (略)

(10) 募集の条件

a～c (略)

d 「摘要」欄には、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込みがない場合の新株引受権の消滅、申込みがない株式の処理、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み及び払込みに関し必要な事項を記載すること。

e・f (略)

(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a～d (略)

e 「摘要」欄には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

g～i (略)

(13)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a～c (略)

d 売出社債に保証が付されている場合には、その内容及び条件等を「摘要」欄に記載すること。

e (略)

f 売出社債又は売出コマースナル・ペーパーについて発行者が申込みにより格付(指定格付機関から取得しているものに限る。)を取得している場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を「摘要」欄に記載すること。

なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(23) 売出しの条件

a・b (略)

c 株式受渡期日その他売出しの手續上必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

d ~ f (略)  
(24) ~ (49) (略)

d ~ f (略)  
(24) ~ (49) (略)